

相続税・贈与税

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

平成14年 6月
政府税制調査会

第二 個別税目の改革

四 資産課税等

1. 相続税・贈与税

(1) 改革の基本的考え方 ―経済社会の構造変化への対応と負担の適正化―

相続課税を取り巻く環境は、次のように大きく変わってきている。

① 経済のストック化の進展により、今後、相続による資産移転の増加が見込まれること

② 社会保障の充実により老後扶養における公的な負担の役割が高まっていることから、相続時に残された個人資産については、その一部を社会へ還元する必要があると考えられること

③ 高齢化の進展により、相続による財産取得が相続人のライフサイクルのより後半にシフトしていく結果、相続財産が相続人の経済的基盤を形成する意味合いが相対的に薄れつつあること
かかる状況を踏まえ、従来より広い範囲に適切な税負担を求める必要がある。

その際、負担の適正化の観点から最高税率については引き下げる一方、累進は現行程度の水準を維持することが適当である。

暦年で単一年の課税であるわが国の贈与税においては、相続税の課税回避を防止する観点から税負担は比較的高い水準に設定されている。高齢化の進展に伴って相続による次世代への資産移転の時期がより後半にシフトしていることから、資産移転の時期の選択に対する中立性を確保することが重要となってきた。高齢者の保有する資産（金融資産のみならず住宅等の実物資産も含む）が現在より早い時期に次世代に移転するようになれば、その有効活用を通じて経済社会の活性化に資するといった点も期待されよう。このような観点から、相続税・贈与税の調整のあり方（生前贈与の円滑化）を検討すべきである。

相続時精算課税制度のポイント

《適用対象者》

- 贈与者は、満65歳以上の親
- 受贈者は、満20歳以上の子である推定相続人(代襲相続人を含む。)。人数の制限はない。

《適用手続》

- 贈与を受けた年の翌年3月15日までに税務署へ本制度を選択する旨を届出
- 最初の贈与の際に届け出れば、相続時まで本制度の適用が継続
- ①受贈者である兄弟姉妹が別々に、②贈与者である父、母ごとに、選択可能

《適用対象となる贈与財産等》

- 贈与財産の種類、贈与金額、贈与回数に制限はない。

《税額の計算等》

(贈与時)

- ・ 制度の対象となる親からの贈与財産について、他の贈与財産と区別して、贈与時に贈与税(軽減)を納税
- ・ 申告を前提に、2,500万円の非課税枠(限度額まで複数回 使用可)、これを超える部分については税率20%で課税。
- ・ 住宅取得資金の贈与の場合に限り、贈与者年齢要件(65歳以上)を撤廃するとともに、非課税枠を拡大(1,000万円の上乗せ)。

(相続時)

- ・ 選択した子は、制度の対象となる親からの相続時に、それまでの贈与財産と相続財産とを合算して計算した相続税額(計算方法は従来と同じ)から、既に支払った贈与税相当額を控除
- ・ 相続税額から控除しきれない贈与税相当額は還付
- ・ 相続財産と合算する贈与財産の価額は、贈与時の時価

○ 税率の改正

相続税

〔改正前〕

各法定相続人の取得金額	税率
～ 800万円	10%
～ 1,600万円	15%
～ 3,000万円	20%
～ 5,000万円	25%
～ 1億円	30%
～ 2億円	40%
～ 4億円	50%
～ 20億円	60%
20億円超	70%



〔改正後〕

各法定相続人の取得金額	税率
～ 1,000万円	10%
～ 3,000万円	15%
～ 5,000万円	20%
～ 1億円	30%
～ 3億円	40%
3億円超	50%

平成15年1月1日～

贈与税 (歴年課税)

〔改正前〕

課税価格	税率
～ 150万円	10%
～ 200万円	15%
～ 250万円	20%
～ 350万円	25%
～ 450万円	30%
～ 600万円	35%
～ 800万円	40%
～ 1,000万円	45%
～ 1,500万円	50%
～ 2,500万円	55%
～ 4,000万円	60%
～ 1億円	65%
1億円超	70%



〔改正後〕

課税価格	税率
～ 200万円	10%
～ 300万円	15%
～ 400万円	20%
～ 600万円	30%
～ 1,000万円	40%
1,000万円超	50%

平成15年1月1日～